

治水

発行 全国治水期成同盟会連合会

東京都千代田区平河町 2-7-5(砂防会館内)
電話 03(3222)6663 FAX 03(3222)6664
ホームページ <http://zensuiren.org/>
お問い合わせ zensuiren@k2.dion.ne.jp
編集・発行 植崎晃久



目 次

第 66 回通常総会	2
「海岸法の一部を改正する法律」が 6 月 1 1 日に公布されました	5

総会会長挨拶

本日、平成 26 年度第 66 回通常総会を開催いたしましたところ、治水関係事業に携わる方に多数、ご参集頂いて本総会が開催できますことは誠に喜ばしく、皆様方の深いご理解とご熱意に対して心より敬意と感謝の意を表する次第であります。

特に、ご来賓の国土交通省の幹部の皆様にはご多用の中のところ、ご臨席いただき、ありがとうございます。引き続きご指導とご鞭撻を、よろしくお願い申し上げます。

本日は、「平成 25 年度事業報告及び収支決算」並びに「平成 26 年度事業計画及び収支予算案」や役員候補の補欠選任を決議いただくことになっております。

さて、我が国は、自然災害が発生する自然的条件下にあり、昨年も前線と台風による集中的な豪雨災害によって、尊い人命や貴重な財産が失われるなど、甚大な被害に見舞われました。

被災されました多くの方々に、心よりお見舞い申し上げます。

その一方では、取水制限が行われるなど渇水も頻繁に発生し、日常生活に大きな影響が生じております。

申し上げるまでもなく、治水事業は災害から国民の生命と財産を守り、安全で豊かな生活環境と活力ある地域社会を実現するために、最も重要な社会資本の整備を進めるものです。近年災害が激甚かしていますし、巨大地震に対する備えも急がねばなりません。災害に対する予防措置の重要性が国際機関からも強く指摘されているところであります。

さらには、ダムの検証作業を済ませて、全国の治水、利水対策が遅滞なく着実に進んで行くよう強く活動して行く必要があります。

全国治水期成同盟会連合会といたしましては、ご参集の皆様の方の力強いご支援を頂いて、治水及び利水事業の推進運動を強力に展開して行く所存でございますので、引き続きよろしくご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、ご出席の皆様方のご健勝とご活躍を祈念申し上げ、開会の挨拶といたします。

平成 26 年 5 月 21 日

全国治水期成同盟会連合会
会長 陣内孝雄



来賓挨拶（森北 佳昭 水管理・国土保全局長）

全水連の第 66 回通常総会の開催、まことに
おめでとうでございます。

日頃から、陣内会長をはじめ全水連の皆様方には、治水事業の推進にあたりまして多大なご支援とご協力を賜っております。厚くお礼申し上げます。

昨年は本当に災害の多い年でございまして、水害、土砂災害が全国各地で発生をいたしました。具体的には 7 月・8 月には山口、島根、そして秋田、岩手等で前線性の豪雨によりまして甚大な被害が発生をいたしました。また、9 月には台風 18 号により京都の桂川、由良川で大きな浸水被害が発生いたしましたし、10 月には伊豆大島で台風 26 号によりまして土砂災害により死者・行方不明者 39 名の甚大な被害が発生しました。

そういうことから治水事業の必要性、重要性が改めて認識されたのではないかと考えております。

また、一昨年、中央高速の笹子トンネルで天井板の崩落事故が発生いたしました。社会資本、社会基盤施設がかなり整備をして時間を経過してきている中での事故で、笹子トンネルの教訓を踏まえて老朽化対策、維持管理、更新というものも非常に大きな課題となっておりますということでございます。

そのようなことから国土交通省としては、大きな柱として防災・減災対策の推進、それと維持管理、更新、老朽化対策をこの柱で今、施策を進めておるところでございます。

今年度の予算でございますが今のような背景を踏まえて、国土交通省、公共事業全般といたしましては対前年 1.02 倍の伸びということでございます。消費税の増税分を差し引いたといたしましても、13 年ぶりの公共事業の増予算ということになったわけでございます。とりわけ治水関係予算につきましては、対前年 1.03 倍ということでございまして、国土交通省、さらには公共事業全体に比べて 1 ポイント上回った予算とさせていただきます。

これも、ひとえに全水連、ご出席の皆様方のご支援、ご協力の賜物と厚く感謝申し上げます。

それと、今、まさに地球温暖化に伴います気候変動という中で、気候、気象が非常に激甚化、集中化をしておる。また局地的な被害が発生しているということでございます。こういう気候変動に対する適応策を今後の大きな課題として取り組んでいかなければならないと考えておりまして、今、水管理・国土保全局は社会資本整備審議会の河川分科会の中で学識経験者によりまして気候変動に対する適応策を検討していただいておりますところでございます。

全水連の皆様方には、これからも、いろいろな面でご支援とご協力を賜りますよう心から申し上げます。

最後になりましたけれども全水連の益々のご発展、そして本日ご出席の皆様方の益々のご健勝を心からお祈りを申し上げますとご挨拶とさせていただきます。

本日はまことにおめでとうでございます。



(第 66 回総会概要)

平成 26 年 5 月 21 日東京都において、会員約 200 人が出席し平成 26 年度第 66 回通常総会を開催した。

ご来賓として、国土交通省森北水管理国土保全局長、同局山田治水課長、同局同課明戸企画専門官にご出席いただいた。

午前 11 時に開会し、全国治水期成同盟会連合会会長陣内孝雄が挨拶、続いてご来賓の森北水管理国土保全局長よりご祝辞を賜った。

陣内全水連会長が総会の議長を務め、議事を進めた。

第 1 号議案「平成 25 年度事業報告」及び第 2 号議案「平成 25 年度収支決算」について事務局から説明があり、特段の意見もなく原案のとおり議決した。

続いて第 3 号議案「平成 26 年度事業計画」及び第 4 号議案「平成 26 年度収支予算」について事務局が説明を行い、高知県四万十市長及び山形県から意見が提出されたが、事務局から説明の後、原案のとおり議決した。

次に、第 5 号議案「役員の補欠選任」が事務局から説明があり副会長に小林福島市長、理事に富岡熊谷市長が選任された。

平成 26 年度の主な行動としては、平成 26 年 11 月 26 日 14 時から東京都の砂防会館において「平成 26 年度治水事業促進全国大会」を開催し、大会終了後に国会並びに政府に対して強力的に要望活動を実施する。

またこれに先立ち各地方において治水関係事業予算の所要額の確保を図るため、開催地の地方公共団体、開催地の河川協会等及び当連合会が共催で地方治水大会を次の通り開催する。

九州地方大会（10月21日・沖縄県）
北陸地方大会（10月24日・新潟県）
四国地方大会（10月28日・徳島県）
中国地方大会（10月29日・島根県）
中部地方大会（11月 4日・静岡県）
東北地方大会（11月 6日・岩手県）
近畿地方大会（11月 7日・大阪府）



「海岸法の一部を改正する法律」が第186回国会において成立し、平成26年6月11日に公布されました（平成11年以来15年ぶりの改正）

海岸法の制定（昭和31年）

- 昭和28年9月、東海地区に上陸した台風13号による被害を受け、特別の国庫負担率の適用等を定める特別立法が制定
- この特別立法を契機として、昭和31年に「海岸法」が制定
- 津波、高潮、波浪等の海岸災害からの防護のための海岸保全の実施



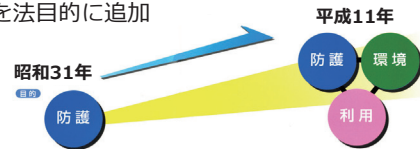
愛知県常滑市 榎戸付近の海岸



愛知県名古屋市中江付近

海岸法の一部改正（平成11年）

- 海岸の防護に加え、海岸環境の整備・保全、公衆の海岸の適正な利用を法目的に追加
- 防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理制度の創設
- 地域の意見を反映した海岸整備の計画制度の創設
- 海岸法の対象となる海岸の拡張
- 国の直轄管理制度の導入



今回の改正（平成26年）

- 堤防と一体的に設置される減災機能を有する樹林（いわゆる「緑の防潮堤」）など粘り強い構造の海岸堤防等を海岸保全施設に位置付け
- 海岸の防災・減災対策を協議するための協議会の設置
- 水門・陸閘等に関する操作規則等の策定
- 災害時の障害物の処分等の緊急措置
- 海岸保全施設の維持・修繕基準の策定
- 座礁等した船舶に対する撤去命令
- 海岸協力団体制度の創設



東日本大震災における堤防の破壊



鋼矢板の腐食・コンクリートの劣化

海岸における防災・減災対策の強化

減災機能を有する堤防等の海岸保全施設への位置付け

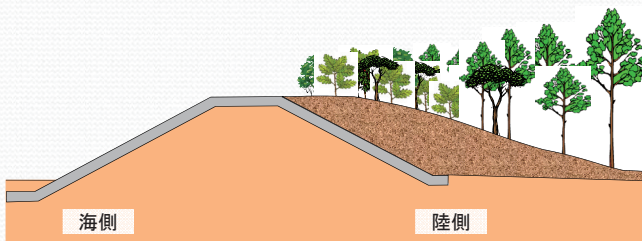
現状と課題

- 東日本大震災では、堤防を越えた津波により、堤防が壊れ、甚大な被害が発生

津波が堤防を越えた場合に、堤防が壊れるまでの時間を遅らせ、避難時間を稼ぐなどの減災効果を有する施設の整備が必要

改正内容

- 堤防と一体的に設置される減災機能を有する樹林（「緑の防潮堤」）など粘り強い構造の堤防等を海岸保全施設に位置付け 【法律の公布後2月以内施行】
- 関係者が海岸の防災・減災対策を協議するための協議会の設置 【法律の公布後2月以内施行】



「緑の防潮堤」のイメージ

水門・陸閘等の操作規則等の策定

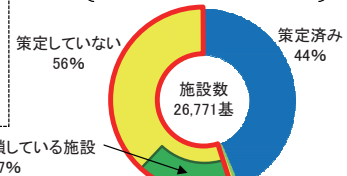
現状と課題

- 東日本大震災では、水門・陸閘等の操作に従事していた方が多数犠牲になった

現場操作員の安全を確保しつつ適切な操作を図るための体制強化が必要

【東日本大震災で水門等の操作に関係した被害状況】
 ・死亡・行方不明となった消防団員：254名
 ・そのうち水門閉鎖等に関する消防団員：59名
 （出典：消防団員等公務災害補償等共済基金資料）

水門・陸閘等の管理・運用に関する規則等の策定状況



※岩手県、宮城県、福島県を除く
 ※平成25年11月（国土交通省、農林水産省調べ）

改正内容

- 海岸管理者等に対し、水門・陸閘等の操作方法、訓練等に関する操作規則等の策定を義務付け 【法律の公布後6月以内施行】
- 海岸管理者は、津波等の発生のおそれがあり緊急の必要があるときは、障害物の処分等をし、付近の居住者等を緊急措置に従事させることができることとし、これらに伴う損害を補償 【法律の公布後2月以内施行】

海岸の適切な維持管理

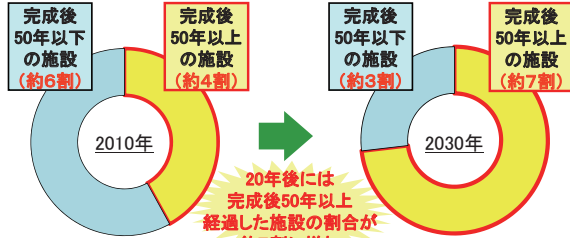
海岸保全施設の維持・修繕基準の策定

現状と課題

- 海岸堤防等は、高度成長期等に集中的に整備され、今後急速に老朽化

➡ 予防保全の観点に立った海岸保全施設の適切な維持・修繕が必要

<海岸堤防等の老朽化の現状>



※平成25年3月 国土交通省、農林水産省調べ(岩手県、宮城県、福島県を除く)
※完成後50年以上経過した施設には、施工年次不明の施設を含めている

改正内容

- 海岸管理者は海岸保全施設を良好な状態に保つよう維持・修繕すべきことを明確化
- 統一的な維持・修繕の基準の策定

【法律の公布後6月以内施行】

座礁船舶の撤去命令

現状と課題

- 現行法では、海岸保全区域内の海域において座礁し、放置された船舶を撤去させることができない

➡ 海岸保全施設の損傷等を防止するため、座礁した船舶を撤去させる仕組みが必要



改正内容

- 海岸管理者は、海岸保全区域内で座礁等した船舶が海岸保全施設を損傷するおそれがある場合等に、船舶所有者に対し、当該船舶の撤去等を命令（※所有者が命令に従わない場合、行政代執行が可能）
- 【法律の公布後6月以内施行】

海岸協力団体制度の創設

現状と課題

- 近年、民間の団体が海岸において多種多様な活動を実施

➡ 海岸の維持管理を充実させるため、これらの団体の活動の促進が必要



海岸環境の維持 (清掃活動)



海岸植生の保護



希少種保護 (ウミガメ卵の保護)



利用の適正化 (車両乗入れ監視)

改正内容

- 海岸管理者は、海岸の維持等を適正かつ確実に行うことができる法人・団体を海岸協力団体として指定

【法律の公布後6月以内施行】